＊預かり保育を利用される方へ

子育てのための施設等利用給付　保育認定基準について

保育認定の申請ができるのは、次の基準をすべて満たす場合です。

①日進市に住民登録があり、実際に日進市で生活していること。

保育認定基準	具体的な保護者の保育認定事由
１　就労	月 60 時間以上（参考：１日につき４時間以上かつ月 15 日以上）就労していること
２　産前産後	出産予定日 12 週間前（多胎妊娠の場合は 14 週間前）の日から出産日後８週間を経過するまでの期間内にあること
３　疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること 精神又は身体に障害を有する状態であること
４　介　　護	同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること
５　災害復旧	災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合
６　就　　学	月 60 時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）
７　求職活動	申込み時点で就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
８　その他	・虐待やＤＶのおそれがあること ・育児休業取得中の利用（当該年度４月１日時点で３歳以上の方のみ。） ・上記 1～7 に類する状態にあること

②保護者（父母等）のすべてに次のいずれかの事由があり、保育を必要とする状態にあること。

※求職活動を事由とする場合の注意点

①求職活動を事由として認定された児童は、認定後３か月以内に、上記認定基準１を満たした「就労証明書」を提出されない場合、保育認定が失効となります。
また、就労開始後、やむをえない事情がある場合をのぞき、就労の事由が２か月以上継続しない場合は、当初の求職活動での認定期間中であれば、残りの認定期間を求職活動を事由として再認定、期間経過後であれば保育認定が失効となります。

②同年度内で、再度「求職活動」を事由とした申請はできません。

③求職活動で申請した場合、就労以外の事由への変更はできません。

無償化上限金額

※償還払いの申請により給付を受けることができる無償化の上限金額は、以下のとおりです。

新３号	０～２歳児（クラス年齢）	住民税課税世帯	無償化の対象外
		住民税非課税世帯	490 円×利用日数（最大 17,700 円）
新２号	3～5 歳児（クラス年齢）		490 円×利用日数（最大 12,300 円）

利用金額の算定イメージ

※利用金額に応じて月額の給付上限は変動します。

利用日数	上限額	利用料	実際の償還される額	負担額
10 日	4,900 円	4,000 円	4,000 円	０円
20 日	9,800 円	10,000 円	9,800 円	200 円

（裏面もご確認ください）

提出書類について

（1）子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号）
（2）就労状況等の添付書類（**「添付書類について」**を確認してください）

添付書類について

※児童の保護者（父・母等）それぞれについて必要です。

就　労 （農業 除く）	□就労証明書（直近3か月以内のもの）※両親ともに必要です。 ※保育を必要とする事由における「就労」とは報酬を伴う仕事を指します。 ※就労状況（予定者含む）の確認のため、就労先へ連絡することがあります。		
	正社員・契約社員・派遣社員・パート		（追加の書類は不要） ※就労証明書にて契約時間の勤務が確認できない場合は、給与明細書を求める場合があります。
	自営の中心者	確定申告あり	□ 直近の確定申告書（第一表・第二表）
		確定申告なし	□ 開業届の写し □ 事業の内容が確認できる書類 □ 収入明細書の写し（直近の 2 か月分）
	自営の専従者	白色専従者	□ 確定申告書の写し（第二表の専従者給与の分かる部分）
		青色専従者	□ 青色事業専従者給与に関する届出書の写し
	自営の協力者・内職		□ 就労時間、就労状況等のスケジュール（直近の2か月分） □ 給与明細書の写し（直近の2か月分）
就労 （農業）	□保育を必要とする事由証明書（農業・疾病・障害・介護用） □ 農家基本台帳の写し □ 農地基本台帳の写し □ 農作業の年次計画が分かる書類（任意様式）		
産前産後	□ 親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （表紙及び出産予定日が分かるページ）		
疾 病 障 害	□ 保育を必要とする事由証明書（農業・疾病・障害・介護用） □ 状況が分かる手帳等の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療証（精神通院医療）、） □ 医師の診断書（原本）		
介 護	□ 保育を必要とする事由証明書（農業・疾病・障害・介護用） □ 状況が分かる手帳の写し（介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳） □ 医師の診断書（原本）		
就 学	□ 在学証明書(原本)　又は　学生証の写し □ 時間割の写し		
求職活動	□ 誓約書 □ 求職活動をしていることがわかる書類（ハローワーク登録カードの写し、面接の日程等の通知書など）		
災害復旧	□ り災証明書の写し		
育児休業取得中の利用	社会保険加入者		□　就労証明書
	それ以外		□　直近の育児休業給付金の受給状況が分かる書類または育児休業証明書